

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

# 税理士法人合同会計 NewsLetter 7月号

地代・家賃の負担を軽減する給付金をご存じですか？

## 家賃支援給付金

### <家賃支援給付金とは>

2020年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金が支給される制度です。7月14日より申請受付が開始される予定ですので、対象要件等を事前にチェックしておきましょう。

### 支給対象

以下の①～③すべてを満たす事業者が対象です。

#### ① 資本金

資本金10億円未満の  
中堅企業、中小企業、  
小規模事業者、  
フリーランスを含む個人事業主

医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象となります。

#### ② 売上の減少

5月～12月の売上高について

・ 1か月で前年同月比▲50%以上

または

・ 連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上

#### ③ 賃料の支払い

自らの事業のために占有する  
土地・建物の  
賃料を支払っている

### 給付額

法人に**最大600万円**、個人事業主に**最大300万円**を一括支給。

<算定方法> 申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+(支払賃料の75万円の超過分×1/3) ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+(支払賃料の37.5万円の超過分×1/3) ただし、50万円(月額)が上限



税理士法人合同会計(経営革新等支援機関)

TEL:027-347-0933 FAX:027-347-2245

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など